

(議事要旨) 企業会計基準委員会の最近の活動状況について

企業会計基準委員会(ASBJ)の小賀坂委員長及び川西副委員長より、企業会計基準委員会の最近の活動状況についての報告が行われた。

その後、基準諮問会議委員より、以下の意見が聞かれた。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

- 新型コロナウイルス感染症に関連する会計上の見積りの考え方について、適時に議事概要で明らかにしていただいたことで、実務での混乱を一定程度防げた点を評価する(複数の委員)。
- 議事概要の公表について、他の取り得る手段はあったか確認したい。また、今後、見積りの不確実性が非常に高いケースについての取扱いを明らかにしていく予定はあるか。
- 4月以後、企業会計基準委員会及び専門委員会では、新型コロナウイルス感染症への対応として傍聴を入れていないが、企業会計基準委員会の審議内容については、音声が開示されているため確認できるが、専門委員会での議論や動向等については確認ができない。専門委員会の議論に関心を持つ市場関係者もいるため、対応が長期化するようであれば、音声や議事概要の開示を検討して頂きたい(複数の委員)。

(日本基準の開発)

金融商品の減損

- 金融商品の減損について、国際的な動向から見ても予想信用損失モデルは採用していかないといけないと思うが、任意の見積りに依存しすぎて、業績のよい企業のみが多く引当金を計上することがないように配慮頂きたい。
- 金融商品の減損について、中小の金融機関の取扱いも検討するとのことだが、国際倫理基準の中で「Public Interest Entity」の範囲の拡大が議論されており、金融機関については従前よりも広い範囲で加えることが検討されており、小規模の金融機関について上場企業並みの監査が求められる可能性もあることも考慮して頂きたい。
- 予想信用損失モデルを全ての金融機関で対応するとなると一定の準備期間も必要となると考えられる。
- 今後のタイムラインをどのように考えているか教えて欲しい。

リース

- リースについては、延長オプションの見積りなどによって資産及び負債の計上額が大きく変わるが、投資家は過大計上も過少計上も望んでいないため、適切な残高が計上されるように配慮して頂きたい。
- リースに関して、使用权モデルを単体財務諸表で採用することは色々な問題が生じる可能性があり、国際的な比較可能性の面では連結財務諸表のみ優先的に採用する考え方も

あるのではないか。また、IFRS 第 16 号では重要性の定めが少ないが、日本基準では現状の規定も踏まえて検討して頂きたい。

収益認識

- 2021 年 3 月期は、見積の開示の会計基準や会計方針に関する会計基準、さらに KAM や新型コロナウイルス感染症への対応等があり、対応に苦慮している会社があると考えられる。その中で、来年 4 月 1 日より強制適用となる収益基準会計基準について準備が整っていない会社がないかについて調査をした方が良いのではないか。

(国際対応)

企業結合に関する開示及びのれんの会計処理

- IASB のディスカッション・ペーパーで問われている 4 項目のうち、(1)の「開示の改善提案に対する質問」と(2)の「減損テストの有効性の改善とのれんの償却の再導入に関する質問」は、別個に議論してしまうと、我々の問題意識が適切に伝わるか懸念がある。
- FASB の議論では論拠が明確に示され進められているが、IASB のディスカッション・ペーパーでは予備的見解の根拠や論拠が適切に示されていないように思われ、企業会計基準委員会のコメント・レターでは、論拠を示して意見発信を行って欲しい。
- 償却の再導入については新たな理屈の必要性がディスカッション・ペーパーで強調されており、それを示していくのは難しいと認識しているが、オールジャパンの意見発信となるよう取り組んでいただきたい。

基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）

- 財務業績の計算書の表示について、IFRS で基準化された場合、日本基準への影響についてどのように考えているか。企業会計基準委員会のコメント・レターの案においては営業利益の提案などが行われているが、現状の日本の営業利益とも異なるものであり、国内で十分に議論が詰められているか懸念がある。
- 仮に国際基準の変更に伴い日本基準を変更した場合、会社計算規則における損益計算書の区分表示が変わる可能性があり、その場合には、中小企業にまで影響が及ぶこととなる。その点、表示に関する会計基準の変更は会計処理に関する会計基準の変更よりも影響が大きくなる可能性があると考えられる。
- IASB は本プロジェクトについて、過去のプロジェクトを蒸し返して無理に進めているようにも感じられ、役に立つ提案が行われているか疑問がある。ディスカッション・ペーパーを公表せずに公開草案を公表することもデュー・プロセス上問題があるのではないか。日本としては、場合によってはプロジェクトの延期をコメントすることも考えられるのではないか。
- 欧州における会計指令に基づき各国が定める会社法等の規定の下での損益計算書の表示と本公開草案との間に差があるように思われ、EU 諸国が本公開草案についてどのように考えているのか意見交換することも有益と考えられる。

- 投資家の立場からは、IFRS の下での損益計算書は、営業利益の表示が義務付けられておらず、各社が様々な営業利益を表示していたことが不満であった。そのため、営業利益の定義づけが進んでいること自体は歓迎しているが、日本基準のように特別損益を除外した営業利益を表示することが統一的に求められることが望ましいと考えており、IFRS で基準化されたからと言って、その結果を日本基準に必ず反映してほしいわけではない。

以 上